

評議員・役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三多摩福祉会の定款第8条および第21条の規定に基づき評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事をいい、当法人の職員を兼ねる者を除く。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会等本会業務への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼職する者には支給しない。

2 役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼職する者には支給しない。

4 評議員および役員による本会業務への出席は、テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含むものとする。

(報酬の支払方法)

第4条 前条に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 評議員、役員がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規定の改廃)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2016年2月16日より施行する

2017年 4月 1日 改定

2021年 6月24日 改定

評議員・役員等の報酬及び費用弁償に関する規程 別表

名 称	報酬日額
評議員	(源泉税控除後) 3, 0 0 0円
役員等	(源泉税控除後) 3, 0 0 0円